東久留米市デマンド型交通実験運行

事務局報告等資料



令和2年11月

(1) 令和2年度東京都デマンド交通の導入支援事業について

東京都では、区市町村が実施するデマンド交通の実証運行等を支援するため、今年度から補助交付事業を開始。

名 称	令和2年度東京都デマンド交通の導入支援事業				
所管局	都市整備局				
対 象	対象 デマンド交通の実証運行(調査費、実証運行実施経費)				
	・定時定路線型の運行形態ではないこと				
	・既存の公共交通との連携がなされた運行形態であること				
基本的な要件	・期間を限定した運行であること				
	・実証運行の実施主体は、自治体であること				
	・運賃を徴収すること				

【令和2年度東京都デマンド交通の導入支援事業補助金交付要綱】

- ○補助対象事業
 - ①デマンド交通の導入に向けた計画策定に要する費用
 - ②デマンド交通の実証運行の実施に要する費用【東久留米市】

種目	補助対象とする費目の例		
運行経費	車両運行費、予約システム運営費、施設使用料、管理費		

○ ②デマンド交通の実証運行の実施に要する費用

補助率: 1/2 (事業費上限 4,000 万円、補助限度額 2,000 万円)

※ 運賃等で得られる収入分は控除

【その他】

実績報告においては、利用実績、収支状況など実施結果を取りまとめるほか、利用者のニーズや満足度等の調査を行い、実証運行の効果や課題点等成果に関する十分な検証を行うこととされている。

(2) 東久留米市デマンド交通における新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策について

①車内に飛沫感染拡大防止のアクリル板設置

車内での飛沫感染防止のために、運転席と利用者との間にアクリル板を設置して運行中。



②アルコール消毒液の設置

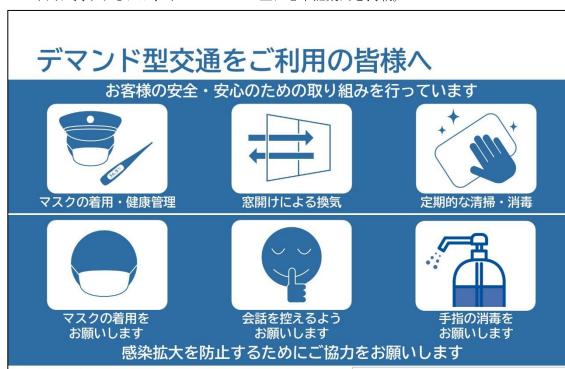
車内に利用者専用のアルコール消毒液を設置して運行中。



③事業者の取り組み・利用者へのお願いを周知

降車後に手洗いをお願いします。

車内に掲示するほか、市ホームページ上にも下記案内を掲載。



トーショー交通株式会社

(3) 東久留米市デマンド交通における共通乗降場の明示について

以下の箇所にデマンド型交通の共通乗降場を示すサインキューブを設置した。

No	乗降場名称	
1	市役所本庁舎	
2	南町地区センター	
3	浅間町地区センター	
4	野火止地区センター	
5	八幡町地区センター	
6	東京ドームスポーツセンター東久留米	
7	わくわく健康プラザ	
8	ごみ対策課庁舎	

<サインキューブイメージ図>



(4)「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性等への対応

「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性等に関する事業の例

社会的な環境の整備

「公共交通におけるキャッシュレスの導入」

【メリット】

支払い時の接触機会の軽減により新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることができる。

【東久留米市デマンド型交通】

道路運送法による運送事業の区分

種類:一般旅客自動車運送事業 種別:一般乗合旅客自動車運送事業

運行の態様:区域運行

運行事業者:タクシー事業者

利用料金:現金のみ

道路運送法による運送事業の区分

区分	種類	種別	運行の態様別等
旅客自動車運送事業	一般旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行(路線バス)
			路線不定期運行
			区域運行(東久留米市デマンド型交通)
		一般貸切旅客自動車運送事業	
		一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)	
	特定旅客自動車運送事業		

バスやタクシーなどでは、キャッシュレス化の取り組みが進んでいるが、東久留米市のような乗り合いのデマンド型交通(区域運行)における IC 端末導入事例が見当たらない。

東久留米市デマンド型交通へのキャッシュレス決済 (IC 端末) 導入にあたってはどのような手続きや課題等があるのか。

- ① 交通系 I Cカードの利用を可能とした場合
- ② 交通系 I Cカード以外の利用を可能とした場合
- ③ QRコードを利用した決済を導入の場合

【導入費用等について】

利用料金の徴収は運行事業者の業務であるため、IC 端末導入費用や、決済手数料等は運行事業者の負担と考える。